

ブリジット・マリノ&大河原知樹編  
ダマスクス歴史文書館所蔵オスマン時代法廷台帳目録

三浦 徹

本書は、ダマスクス歴史文書館に所蔵されるオスマン時代のシャリーア法廷（イスラム法廷）の2361冊の法廷台帳の目録である。オスマン時代の法廷文書、とりわけ台帳は、住民間の取引（売買、賃貸借、借金、相続、婚姻など）や訴訟を法廷で記録するもので、トルコのみならず、その治下にあったエジプト、シリア、レバノン、パレスティナなどの地域史研究の重要な資料であり、これを用いた研究は、質・量ともにますます増加している<sup>(1)</sup>。その目録が、研究の基本となる道具であることは言をまたないが、書評の目的は、シリアの法廷文書研究が始まって20年以上を経て刊行された本目録の意義を検討することにある。

本目録の編集と刊行は、ダマスクス歴史文書館 *Markaz al-Wathā'iq al-Ta'rikhiyya bi-Dimashq*（以下文書館と略す）とダマスクス・フランス・アラブ学研究所 *Institut Français d'Études Arabes de Damas*（以下フランス研究所と略す）との共同事業として行われ、序文は、文書館館長のダード・アルハキームとフランス研究所所長のD・マレの名で寄せられている。実際に法廷台帳を整理点検し、目録の作成にあたったのは、フランス研究所の研究員であるブリジット・マリノと大河原知樹（慶應義塾大学大学院、現在は日本学術振興会特別研究員）の二人である。マリノは、フランスのプロヴァンス大学において、ダマスクスのミーダーン街区の社会についての研究によって Ph.D 学位を取得し、学位論文は1997年に刊行されている<sup>(2)</sup>。大河原がこの編集に携わったのは、1997年4月から2年間、文書館における「収蔵資料目録のデータベース化」事業のため、国際協力事業団（JICA）の青年海外協力隊員として、同館に派遣されていたためである<sup>(3)</sup>。大河原は、コンピュータを用いた法廷台帳の目録のデータベース化を、文書館のスタッフであるファラク・ハッバーズなどとともに進めていたが、在任中にフランス研究所との間に、目録の出版企画がもちあがり、文書館側の担当者として、参加することになった。序説は、両者の共同執筆で、法廷組織のあり方と法廷台帳の様式を解説するもので、法廷台帳の整理点検から得られた新たな知見を含んだ「研究」と呼ぶべきものである。

まず、その内容を紹介しよう。全体は、本体となる法廷台帳のアラビア語

目録（亜 pp.39-221）と序説の二つにわかれ、これに序文が付されている。

批評紹介 国立ダマスクス歴史文書館の概要

目録は、アラビア語でのみ記されているが、序説は、アラビア語、フランス語、英語の3カ国語で著され、アラブ人研究者と外国人研究者の双方に使いやすいように配慮されている。序説は、「オスマン朝時代の法廷組織」「ダマスクス歴史文書館」「目録の利用方法」の3節からなっている（仏13-38、英39-68、亜11-38、以下当該ページを示すときは、英、仏、亜の略号を用いる）。

三浦 まず、文書館およびその収蔵資料の概要を、本書の序説などをもとに述べることにしたい。文書館は、1959年に設立され、シリア文化省考古博物館総局の管轄下にある。現在の館長であるダード氏は、1971年に就任し、74年には、ダマスクスの城砦の北、スーク・サールージヤー街区にある旧ハーリド・アルアズム邸に、ダマスクス歴史博物館と併設する形で移転し、現在に至っている。ダード館長は、1987年に日本学術振興会の招聘によって来日し、法廷文書の講読会や文書館とその収蔵資料の概要について講演を行った<sup>(4)</sup>。文書館の組織は5つの部門に分かれ、法廷台帳は、他のオスマン時代の文書資料とともに、オスマン文書部門に属している。同部門の収蔵資料は表①のようになる（仏25、英51、亜25）<sup>(5)</sup>。

表①

資料名	冊数	年代(ヒジュラ暦)	同(西暦)
シャリーア法廷台帳 <i>Mahākim shar'iyya</i>	2361	942-1353	1535-1935
スルタン勅令台帳(アレッポ) <i>Awāmir sultāniyya</i>	67	1101-1303	1689-1886
スルタン勅令台帳(ダマスクス)	12	1208-1328	1793-1910
ダルカナール <i>Darkanār</i>	100	1299-1345	1881-1927
制定法廷台帳 <i>Mahākim nizāmiyya</i>	142	1300-1334	1882-1916
商事法廷台帳 <i>Mahākim tijāriyya</i> (ダマスクス)	156	1301-1341	1883-1923

最大量の資料は、イスラム法廷台帳であり、そのほとんどはアラビア語で記されている。その都市別・時代別の所蔵数は、表②のようになる。

第八十二卷 このほか、約2250の法廷証書(*hujja*)が所蔵され、順次整理が進められている。

三〇五 これらの法廷台帳は、1966年以降に、司法省から文書館に数次にわたって移管されたものである。台帳には、移管まえにすでに巻番号やページ番号などがつけられていたが、移管後に、年代順に巻番号を付け直し、各巻に文書番号を記入し、手書きによって、冊子状の目録とカード式の目録が作成され

表②

都市名	ダマスクス	ダマスクス 混合冊	アレッポ	アレッポⅡ	ハマー	ホムス
年代（ヒジュラ暦/西暦）	991-1343/ 1583-1925	1001-1283/ 1592-1867	943-1353/ 1536-1935	1231-1350/ 1815-1932	942-1343/ 1535-1925	1302-1337/ 1884-1919
世紀						
16世紀	1	—	7 (1%)	—	31 (49%)	—
17世紀	22 (1%)	—	32 (5%)	—	11 (17%)	—
18世紀	225 (14%)	—	116 (18%)	—	4 (6%)	—
19世紀	946 (62%)	—	337 (52%)	1 (5%)	18 (28%)	14 (67%)
20世紀	362 (23%)	—	152 (31%)	19 (95%)	—	7 (33%)
計	1556 (100%)	55	644 (100%)	20 (100%)	64 (100%)	21 (100%)

た。前者の冊子目録は、台帳番号、総ページ数、文書数、日付が記入され、備考欄に法廷名が記される場合もある。後者のカード式目録は、一台帳一カードで、同上のデータに加えて、案件の種類が例示されている。従来、法廷台帳を研究に用いるときは、手書きの冊子目録によって、自分の研究対象とする時代や地域の台帳を選び、閲覧した。この冊子目録が検索のほとんど唯一の頼りであり、20数年にわたって使われてきた。目録類の更新が行われなかつたのは、法廷台帳などオスマン資料を扱う専門スタッフが置かれなかつたことが大きい。

### 目録の編纂方針

これらの法廷台帳は、シリアの社会経済史研究の資料としてこぞって使われてきたが、その反面、法廷の組織や機能、台帳の記帳方法とその役割など、法廷制度や台帳の古文書学的検討はなおざりとされてきた。

本目録および並行して進められたデータベース目録の編纂において、マリノと大河原の両氏は、すべての法廷台帳について、基本データ（番号、ページ数、文書数、法廷名、最初の文書の日付、最後の文書の日付、寸法）を点検しなおした。さらに、台帳や文書の様式を検討し、分類した。

約2年間にわたるこのような綿密な調査の結果、他の資料（スルタン勅令台帳など）の混入（9冊）や、都市分類の誤りなどが発見され、是正された。これは初步的な誤りであるが、閲覧者は書庫に入って台帳の現物をみることができないだけに、目録が誤っていては永久に資料にたどりつくことはできない。その意味では、新資料が発見されたとの同じ価値があるといえるだろう。また、「錯簡がある mushawwash」と呼ばれる55冊の台帳は、異なった時期の異なる台帳が移管以前の段階で誤って合冊されたものであり、本来の分冊ごとに枝番号をつけ、年代や法廷名などのデータを採集し、目録に示

している。同様に、他の台帳においても、日付が大きく異なるなど誤った合冊が行われたと判断できる場合には、台帳番号に枝番号を付して、データを記している。

評 研究上の新たな知見は、法廷名の確定と文書様式の分類である。  
と ダマスクスとアレッポについては、主法廷と相続法廷のほかに、いくつかの街区に小法廷が設けられていた。従来の目録では、それぞれの台帳がどの法廷のものであるかについては十分な検討がなされていなかった。本目録では、各台帳の巻頭や巻末に「本台帳は、…法廷において、…らの文書を記帳するために、・年・月・日に、更新する」といった形での台帳の更新に関する記載があることに着目した。この記載によって、あるいは本文中の裁判官の任命状なども併用して、法廷名の確定を図った（仏35-36、英61-62、亜35-36）。これによって、法廷名が全く不明なままの台帳は、ダマスクスでは約15%、アレッポでは約22%を残すだけとなった。

様式の点では、まず台帳には、*sijill* と *jarida* の二種類のタイプがあることを明かにした。前者は、裁判官によって確認し交付された文書を記帳したものであり、後者は、判決に至るまでの審理の記録である。*jarida* の存在はこれまで全くといってよいほど注意されていなかったが、オスマン帝国では、1290／1874年の布告に現れ、ダマスクスでは1301／1884年、アレッポでは1299／1882年を初出とし、総冊数では、ダマスクス465冊、アレッポ266冊を数える。このなかには、*sijill* に記された事案に対応する審理記録が記された *jarida* があり、審理過程を検討する資料となる（仏28-30、英54-56、亜29-31）。

第二に、台帳の巻頭の更新記事で、記帳される文書類は、*sukūk*, *hujaj*, *waqā'i'*, *sanadāt*, *qaḍāyāt*, *mustanadāt*, *mawādd*, *sijillāt*, *maṣāliḥ*, *hawādīth* など種々の用語で呼ばれているが、その用法の違いは明確ではない。しかし、台帳によっては、判決通知 (*i'lāmāt*)、相続 (*mukhallaṭāt*)、会計報告 (*muḥāsabāt*)、後見 (*waṣāyā*) や代理契約 (*wikālāt*)、だけを記帳したものもあり、これらの文書様式についての用語は定まっていた（仏29-30, 38、英55, 64、亜30, 38）。

第三に、台帳の文書は、当該法廷で決裁された案件の記録と当該法廷外で決せられた案件の通知の2種類の記録に分けることができる。前者の多くは、*hujja*<*hujaj* とよばれるもので、売買、賃貸借、相続、借金、訴訟などの法行為が、証人によって公証され裁判官のもとで定期的に記録されたものである。後者は、法廷の外部からの不定期な通知類 (*murāsalāt*, *firmān*, *tadhkira*, *buyūrudlu*) であり、巻頭などにまとめて記帳されている。これは、法廷の組織や運営を研究するうえで、重要な資料となると思われる。

(仏30-31, 英56-57, 亜31-32)

以上の3種類の分類は、本目録の編纂過程で、実際の台帳の記述様式から割り出したもので、古文書学的な成果といえる。目録では、台帳の種別と文書の種別の二つの欄を設けて、これらの分類を記している。

## 法廷組織の研究

法廷台帳と他の叙述史料やオスマン資料に基づいて、法廷組織の変遷を検討したものが、「オスマン朝時代の法廷組織」(仏15-23、英41-49、亜13-23) 報で、16-18世紀と19-20世紀の2節にわけ、都市ごとに説明されている。法廷組織は、これまでにもラーフエクなどによってその概観が示されていたが<sup>(6)</sup>、本論文では、実際の台帳の記載をもとに批判的検討を加え、ダマスクスについて、次のように整理する。

- (1) 通常の法廷と相続案件を扱う相続法廷 (Qisma 'askariyya と Qisma 'arabiyya) に二種類があり、前者については、ハナフリー派のカーディー(裁判官)が管轄する主法廷 Mahkamat al-Bāb の他に、街区に設けられた5つの小法廷があった。
- (2) 相続法廷は、相続案件とともに、一般案件も扱っていたこと。19世紀中葉以降は、主法廷に統合されるとともに、相続案件は、サーリヒーヤおよびミーダーン・クブラー法廷でも扱われた。
- (3) 小法廷(市内のブズーリーヤ、郊外のアウニーヤ、ミーダーン、スイナニーヤ、サーリヒーヤ)は、スイナニーヤ法廷を除き、16世紀末の叙述史料に初めて現れ、また、その所在場所も諸史料で確認できる。
- (4) 19世紀には、ミーダーンとよばれる法廷は、al-Midān al-Sināniyya, al-Midān al-Kubrā の二つがあり、前者は、スイナニーヤ街区に、後者のミーダーン・クブラー法廷は、バーブ・アルムサッラー街区にあり、従来はこれを混同していた。
- (5) 19世紀中葉以降、オスマン帝国の司法改革に伴って、商事法廷や制定法法廷が設置され、また、イスラム法廷台帳におけるカーディーの呼称も変化する。小法廷の台帳は、1909年を最後とし、この時期までに閉鎖されたとみられる。

以上から、ダマスクスの法廷組織は、16世紀から20世紀の間に変遷があり、また、各法廷の役割も変化していたことがわかる。それぞれの法廷の機能については、今後、管轄区域や対象案件、また、カーディー、書記、記帳官、公証人などを、各法廷や各台帳ごとに検討を重ねることによって、明らかとなってくるだろう。

## 写真図版

33点の写真図版は、史料の性格を映し出すように配慮され、初めて法廷台帳に接するものに理解の助けとなる。巻頭の題跋（更新の記事、P1.2-5）、カード（デイーの任命状（P1.6-7）、卷末の記事（葉数などに言及、P1.8-11）、目次（P1.12-15）、アラビア語とオスマン語が併記された文書例（P1.18-19）、証人などの押印（P1.24-26）は、台帳の記帳様式や機能をよく示している。また、台帳の本文については、都市、時代、案件（相続、会計報告、判決通知、婚姻、代理人契約）ごとにそれぞれの例を写真で示し、ひとくちに台帳といつても、きわめて多様な様式と形態があったことが一目で分かる。

三浦

本目録が、法廷台帳の史料学・古文書学的な検討をへて編纂された目録であることは、両氏による序説や写真図版が雄弁に物語っている。本書の刊行によって、今後、法廷台帳を利用する研究者は、現地に赴くまえに、予備知識をえ、検索の準備をすることができる。また文書館には、国際協力事業団の援助によって進められた法廷台帳のデータベース目録が完成して利用に供されており、これによって、法廷や時代による検索も可能である。反面、いくつかの台帳をあたってデータを採集しただけの、つまみ食いのような研究は許されなくなり、それぞれの台帳の機能を検討ながら、研究を進めていくことが必須となるだろう。このような法廷台帳の目録としては、すでに1988年にトルコ国内の法廷台帳総目録が刊行されているが<sup>(7)</sup>、本目録が公刊されたことは、トルコ語圏やペルシア語圏を含め、イスラム世界における法廷台帳の比較検討に道を開くものといえるであろう。

しかし、本目録の刊行の意義の高さは、それが完全なものであることをからずしも意味しない。台帳では、日付順に文書が記帳されない例が多いことを考慮すれば、巻頭の文書と巻末の文書の日付だけでは、各台帳がカヴァーする年代を正確には示すことはできない。また、法廷名についても、今回は、台帳の更新など明確な記事だけを典拠としているが、他の法廷についても、裁判に関与したカーディーや書記などの名前によって、判定できる可能性が残されている。

またそもそも、各都市の各法廷において、當時台帳が用意され記帳されていたのかという疑問が生じる。ハマーヤホムスの台帳は、収蔵された冊数が少なすぎる。ダマスクスの小法廷の現存する台帳がいずれも18世紀以降のものであるのはなぜなのだろうか。評者が研究したダマスクスのサーリヒーヤ法廷に関しても、1873-78年の6冊の台帳のほかは、18世紀前半のものが1冊が残されているだけで、明らかに時期が飛んでいる。これらは、文書館に収蔵された台帳がすべてではなく、その前に紛失した台帳や他の機関に残され

第八十二卷

三〇一

た台帳が存在する可能性を示唆している。もしそうであれば、今回の目録は、シリアルのイスラム法廷の総目録ではなく、あくまで、文書館の収蔵目録であることに注意する必要があるだろう。それは、本目録の価値を減じるものではなく、本目録によって現存する台帳のありようと問題点が明かとなり、これによって、更なる資料群の探索が可能となるのである。東洋

最後に、本目録およびデータベースの作成に、日本の機関と研究者が参画したことを特記しておきたい。アラブ圏やトルコなど現地の文書館の資料は、これまで日本人研究者が利用し、その成果は外国語でも発表され、国際的報道貢献も果たされている。しかし、史料整理や目録作成という基本作業の点では、我々は、もっぱら、現地の資料館や欧米の研究機関に依存するだけであった。今回の目録編纂は、日本の古文書学の伝統と近年のコンピュータ技術とを結びつけた点で、好ましい技術提供の例といえるだろう。2年間にわたって地道な作業を続けた大河原氏はもちろんではあるが、コンピュータ機器を配備するなど物心両面でこれをバックアップした国際協力事業団には、研究者のひとりとして感謝の辞をおくりたい。

## 註

- (1) 法廷文書をもちいた研究については、羽田正・三浦徹『イスラム都市研究』東京大学出版会、1991、pp.116-117, 121-122, 181-182, 188-189, 191；三浦徹「オスマン朝時代のシリアル史研究」「お茶の水史学」34、1990；「19世紀ダマスクスのイスラム法廷文書(1)-(2)」「東洋文化研究所紀要」135、137、1998-99；「イスラム法廷文書研究事始」「中東研究」452、1999などを参照。
- (2) Brigitte Marino, *Le faubourg du Midān à Damas à l'époque ottomane: Espace urbain, société et habitat (1742-1830)*, Damas, 1997.
- (3) 国際協力事業団によるデータベース化事業は、現在も継続されており、1999年7月からは、五十嵐大介氏（中央大学大学院）が派遣されている。
- (4) Daad al-Hakim, “The Center of Historical Documents in Damascus: Classifying, Indexing, and Studying its Documents,”『日本中東学会年報』4/2, 1989.
- (5) なお、今回は法廷台帳に区分されていたものについて総点検を行ったが、他の区分の資料に、法廷台帳が混入している可能性も残されている。第八十二卷  
*Darkanār* と名づけられた資料群の内容は不明で、今後の検討がまたれる。
- (6) Abdul-Karim Rafeq, “The Law-Court Registers of Damascus, with Special Reference to Craftcorporations during the First Half

批評 of the Nineteenth Century," J. Berque & D. Chevallier eds., *Les arabes par leurs archives*, Paris, 1976, pp.143-146; Linda Schatkowski.  
Schilcher, *Families in Politics*, Stuttgart, 1985, pp.115-117; Marino,  
*op.cit.*, pp.30-37.

と (7) Ahmet Akgündüz ed., *Ser'iye Sicilleri: Mahiyete, Toplu Katalo  
紹 ğu ve Seçme Hükümler*, 2 vols., Istanbul, 1988-89.

介 三浦 Brigitte Marino & Tomoki Okawara eds., *Catalogue des registres des tribunaux ottomans conservés au Centre des Archives de Damas*,  
Damas: Institut Français d'Études Arabes de Damas, 1999, 68+260p.